

仕様書

1 業務名称

令和 8 年度老齢給付決定決議書等の PDF 化業務委託（単価契約）

2 履行期間

契約締結日～令和 9 年 1 月 29 日

3 業務内容等

別紙 1「引渡しリスト」に記載されている文書を PDF 化する。

(1) 解像度及びカラー

400dpi でモノクロとする。

(2) フォルダ単位

別紙 1「引渡しリスト」のとおりとする。

(3) 媒体

DVD-R（一層）とする。（書込み後、JIS Z6017 に準拠した検査を行い、試験結果表を提出すること。）

(4) 文書の予定枚数及び注意事項等

種類	予定枚数	用紙サイズ	注意事項
ホッチキス止め 帳票	約 75,000 枚 ※予定枚数は推 計であり、増減す ることがある。	A4・A3・B5 等が混在	片面・両面印刷が混在しており、年金請求 書（両面帳票）のスキニング箇所は引渡 しリストにある記載のとおりとし、その他 の両面帳票については、全てスキニング をすること。

(5) 引渡し日・納品日及び引渡し・納品場所

引渡し日：令和 8 年 10 月初旬頃

納品日：令和 9 年 1 月 29 日まで

引渡し・納品場所：大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 4 階 大阪市職員共済組合

(6) その他

① DVD-R については、2 枚（正副）作成すること。作成については、別紙 2「DVD-R 作成要領」のとおりとする。

② 文書の引渡し後に、発注者が一時返却の依頼を行った場合は、翌営業日午前中に写しを引渡すこと。

③ 文書について、付箋やインデックスシールを貼付している場合がある。付箋は一度剥がしてスキニングを行うこととし、インデックスシールは貼付したままスキニング

することとする。

- ④文書は、ホッチキス止めの他、クリップ止めをしている場合がある。ホッチキス及びクリップを全て外してスキャニングを行うこと。
- ⑤スキャニングのために引渡しを受けた文書については再度のホッチキス止め、クリップ止め、簿冊への綴り、インデックスシールや付箋の貼付等の引渡し前状態への原状回復を必ず行うこと。
- ⑥スキャニングは綴じている向きに関わらず、上部を揃えて読める向きでPDF化すること。

4 留意事項

(1) 個人情報保護について

大阪市職員共済組合個人情報保護に関する規程及び大阪市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程を鑑み、本業務の委託に伴う個人情報及び特定個人情報を適切に保護すること。(一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、又はISO/IEC27001若しくはJIS Q 27001の認証を受けていること。)

※プライバシーマークの使用許諾証の写し、又はISO/IEC27001若しくはJISQ27001に準拠したISMS認定証の写しを提出すること。

(2) スキャニングについて

- ①スキャニングにあたっては、文書を検査し、スキャニングに適さないと判断されるもの等、契約締結後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとし、指示を受けること。
- ②スキャニングのため貸出を受けた文書は、破損、紛失、盗難等の事故をおこさぬように十分な注意をもって管理し、スキャニング完了後は速やかに返還すること。

(3) 文書の搬送について

- ①搬送にあたっては、機密保持について最大限の注意を払うと共に、慎重に取り扱い、滅失、破損、水濡れ及び盗難その他事故がないよう適切な措置を講じること。
- ②搬送に使用する車両については、雨天時等による水漏れや搬送時の散逸を防ぐ措置が講じられているとともに、荷室を必ず施錠すること。また、車両の車高は基本的に2.1m以下とする。車高が2.1mを超え2.8m以下の車両にて搬入する場合は、発注者と事前に協議を行うこと。なお、入庫する車両については、搬入の3営業日前までに車両情報(台数・車高・車種・色・車番)を発注者へ報告すること。
※事前報告がある場合、駐車料金の減免を行う。
- ③搬送にかかる費用については、受注者の負担とする。

(4) 文書の保管について

- ①受注者は、文書の引渡しを受けてから納品するまでの間は、総括責任者の管理のもとに、施錠できる保管庫へ施錠のうえ文書を保管又は入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理すること。
- ②パート・臨時職員等に対しても機密保持等に係る教育を十分に行うこと。

(5) 委託業務の再委託について

- ①業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③受注者は、上記①及び②に記載する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ④受注者は、上記③の記載により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- ⑤地方公務員等共済組合法施行規程第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑥受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記③及び④に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) 事故等の対応について

委託業務にかかる事故が発生した場合には、受注者は、至急発注者へ連絡のうえ、指示に従って対処すること。なお、発生原因・顛末等を書面により報告すること。

(7) その他

- ①受注者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は、契約金額（単価）に含まれるものとし、発注者は、契約金額（単価）以外の費用は負担しない。
- ②委託料の支払いは、契約単価に実数を乗じて精算する。
- ③本仕様書に疑義が生じたときは発注者と協議すること。
- ④本仕様書に記載のない事項についてはその都度発注者と協議すること。

5 問い合わせ先

大阪市職員共済組合 年金係

電話 06-6208-7547 FAX 06-6232-2746

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく発注者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市職員共済組合庶務係（連絡先：06-6208-7541）に報告しなければならない。

大阪市職員共済組合の個人情報保護に係る取扱注意事項

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

第1条 大阪市職員共済組合（以下「発注者」という。）とこの契約を締結するもの（以下「受注者」という。）は、この契約の履行にあたって、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定める個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定める特定個人情報をいうが、個人は生存するものに限らない。以下同じ。）及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、発注者の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令、並びに大阪市職員共済組合個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）の趣旨を踏まえ、発注者ないしは受注者の事業分野に関する関係法令、発注者ないしは受注者の事業分野を所管する主務大臣等が策定する指針・ガイドライン及び大阪市職員共済組合の個人情報に係る取扱注意事項（以下「注意事項」という。）の各条項を遵守し、その漏えい、滅失又はき損等の防止、その他個人情報等の保護のために必要かつ適切な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、及びこの契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、前項の義務を遵守させるための措置を講じるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報等の管理業務）

第2条 受注者は、以下の個人情報等（以下「本件個人情報等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、発注者の事前の書面による承諾なしに他に開示または漏らしてはならない。この契約が終了した後（契約解除の場合を含む。以下の条項についても同じ。）においても同様とする。

- ① 発注者から提供された個人情報等
- ② この契約の履行にあたって受注者が取得した個人情報等
- ③ この契約の目的物の作成のために受注者の保有する個人情報等

2 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべて個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況等を記録するなど適正に管理しなければならない。

3 受注者は、前項の記録媒体等を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理しなければならない。

4 受注者は、本件個人情報等へのアクセスを委託業務の履行に必要最小限の従業員に限って認めるものとする。受注者は、アクセス権限を有しない者が、当該本件個人情報等へアクセスできないよう適切な措置を講じる。

- 5 受注者は、本件個人情報等及び第2項の記録媒体等について、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返還等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。
- 6 受注者は、委託業務の履行にあたり取り扱う個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、作業場所、作業監督責任者、バックアップデータの管理方法・保管期間、個人情報等の移送・通信方法、消去・廃棄手続などの取扱状況を発注者に報告するものとする。受注者は、業務委託契約の有効期間中、発注者の求めがあるときは、発注者に個人情報等の取扱状況を報告するものとし、さらに受注者は、個人情報等の取扱状況について重大な変更を行った場合には、その都度遅滞なく発注者に報告するものとする。
- 7 第1項及び第2項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況が適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、個人情報等の内容を伴う委託業務の処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の文書による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、前項ただし書きに基づき再委託する場合、受注者の責任において、個人情報等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し、注意事項の各条項を遵守するとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - 3 再委託先が、個人情報等を漏洩するなど注意条項の各条項に違反した場合には、受注者が注意条項に違反したものとして、発注者に対して責任を負うものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第4条 受注者は、本件個人情報等、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、委託業務の履行の目的のみに利用し、他の用途に使用してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部持ち出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

- 第6条 受注者は、業務を行うための本件個人情報等、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写、複製、加工または改竄してはならない。ただし、発注者より文書による事前の同意を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故発生時における報告義務)

- 第7条 受注者は、この契約に係る個人情報等に漏洩等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- また、受注者は、自己の費用をもって、直ちに当該指示に従った対応を行う。
- 2 受注者は、速やかに応急措置を加え、遅滞なく書面による詳細な報告及び対応策を発注

者に提示する。当該対応策のための費用は、受注者の負担とする。

- 3 受注者は、発注者が当該書面その他の報告内容を公表し、または影響を受ける可能性のある本人、発注者の事業を所管する主務大臣その他の関係者に報告することを、予め承諾する。
- 4 本人からの苦情または損害賠償請求その他の請求を受けた場合には、受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た上で、その責任と費用負担でこれに対応するものとする。

（個人情報等の保護状況に係る立入検査の実施）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者及び再委託先の個人情報等の保護状況について報告書その他の資料の提出を求めることができ、また、受注者及び再委託先に立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者または再委託先の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者及び再委託先が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

（委託業務完了時の義務）

第9条 受注者は、この契約に基づく委託業務が完了したとき、この契約が終了したとき、もしくは委託業務の完了前やこの契約の終了前であっても以後保持する必要が無くなったときは、ただちに委託業務に関連して取得した本件個人情報等の記録媒体及び記録媒体等（写し又は複製物を含む。）を発注者の指示に従い廃棄・消去又は返還等するものとする。

（契約解除措置及び損害賠償の請求）

第10条 発注者は、受注者が注意事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項に基づくこの契約の解除、又は受注者の注意事項の違反に伴い、発注者に損害が生じた場合は、発注者は受注者に対してその損害賠償（合理的な調査費用及び弁護士費用を含む。）を請求することができる。
- 3 前項の損害賠償の請求規定は、この契約終了後も同様とする。

（存続）

第11条 注意条項は、この契約が効力を失った後も引き続き効力を有するものとする。

冊	簿冊名称	簿冊副題	DVDNo.	フォルダ	小計	合計
1	老齢給付決定決議書	81036316, 81036657, 81036661～81036680	DVDNo. 令和08-01	81-3万台	22	
2	老齢給付決定決議書	81036681～81036700			20	
3	老齢給付決定決議書	81036701～81036720			20	
4	老齢給付決定決議書	81036721～81036740			20	
5	老齢給付決定決議書	81036741～81036760			20	
6	老齢給付決定決議書	81036761～81036780			20	
7	老齢給付決定決議書	81036781～81036800			20	
8	老齢給付決定決議書	81036801～81036808			8	150
9	老齢給付決定決議書	81041183～81041200		81-4万台	18	18
10	老齢給付決定決議書	81077530, 81077606, 81077657～81077680		81-7万台	26	
11	老齢給付決定決議書	81077681～81077700			20	
12	老齢給付決定決議書	81077701～81077720			20	
13	老齢給付決定決議書	81077721～81077740			20	
14	老齢給付決定決議書	81077741～81077760			20	
15	老齢給付決定決議書	81077761～81077780			20	
16	老齢給付決定決議書	81077781～81077800			20	
17	老齢給付決定決議書	81077801～81077820			20	
18	老齢給付決定決議書	81077821～81077840			20	
19	老齢給付決定決議書	81077841～81077860			20	
20	老齢給付決定決議書	81077861～81077880			20	
21	老齢給付決定決議書	81077881～81077900			20	
22	老齢給付決定決議書	81077901～81077920			20	
23	老齢給付決定決議書	81077921～81077940			20	
24	老齢給付決定決議書	81077941～81077960			20	
25	老齢給付決定決議書	81077961～81077980			20	
26	老齢給付決定決議書	81077981～81078000			20	
27	老齢給付決定決議書	81078001～81078020			20	
28	老齢給付決定決議書	81078021～81078040			20	
29	老齢給付決定決議書	81078041～81078060			20	
30	老齢給付決定決議書	81078061～81078080			20	
31	老齢給付決定決議書	81078081～81078100			20	
32	老齢給付決定決議書	81078101～81078120			20	
33	老齢給付決定決議書	81078121～81078140			20	
34	老齢給付決定決議書	81078141～81078160			20	506
35	老齢給付決定決議書	82035123～82035142	DVDNo. 令和08-02	82-3万台	20	
36	老齢給付決定決議書	82035143～82035165			23	43
37	老齢給付決定決議書	82040008～82040016		82-4万台	9	9
38	老齢給付決定決議書	82068623～82068642		82-6万台	20	
39	老齢給付決定決議書	82068643～82068662			20	
40	老齢給付決定決議書	82068663～82068682			20	
41	老齢給付決定決議書	82068683～82068702			20	
42	老齢給付決定決議書	82068703～82068722			20	
43	老齢給付決定決議書	82068723～82068742			20	
44	老齢給付決定決議書	82068743～82068762			20	
45	老齢給付決定決議書	82068763～82068782			20	
46	老齢給付決定決議書	82068783～82068802			20	
47	老齢給付決定決議書	82068803～82068822			20	
48	老齢給付決定決議書	82068823～82068830			8	208

冊	簿冊名称	簿冊副題	DVDNo.	フォルダ	小計	合計
49	老齢給付決定決議書	87000155～87000166	DVDNo. 令和08-02	87	12	12
50	障害給付決定決議書	83003104～83003123		83	20	
51	障害給付決定決議書	83003124～83003143			20	
52	障害給付決定決議書	83003144～83003152			9	
53	障害給付決定決議書	中間額			12	61
54	遺族給付決定決議書	84029064,84029257,84029269,84029271,84029272,84029274,84029284,84029290～84029300	DVDNo. 令和08-03	84	18	
55	遺族給付決定決議書	84029301～84029320			20	
56	遺族給付決定決議書	84029321～84029340			20	
57	遺族給付決定決議書	84029341～84029360			20	
58	遺族給付決定決議書	84029361～84029380			20	
59	遺族給付決定決議書	84029381～84029400			20	
60	遺族給付決定決議書	84029401～84029420			20	
61	遺族給付決定決議書	84029421～84029440			20	
62	遺族給付決定決議書	84029441～84029460			20	
63	遺族給付決定決議書	84029461～84029480			20	
64	遺族給付決定決議書	84029481～84029500			20	
65	遺族給付決定決議書	84029501～84029520			20	
66	遺族給付決定決議書	84029521～84029540			20	
67	遺族給付決定決議書	84029541～84029560			20	
68	遺族給付決定決議書	84029561～84029580			20	
69	遺族給付決定決議書	84029581～84029600			20	
70	遺族給付決定決議書	84029601～84029620			20	
71	遺族給付決定決議書	84029621～84029640			20	
72	遺族給付決定決議書	84029641～84029660			20	
73	遺族給付決定決議書	84029661～84029680			20	
74	遺族給付決定決議書	84029681～84029700			20	
75	遺族給付決定決議書	84029701～84029720	DVDNo. 令和08-04		20	
76	遺族給付決定決議書	84029721～84029740			20	
77	遺族給付決定決議書	84029741～84029760			20	
78	遺族給付決定決議書	84029761～84029780			20	
79	遺族給付決定決議書	84029781～84029800			20	
80	遺族給付決定決議書	84029801～84029820			20	
81	遺族給付決定決議書	84029821～84029840			20	
82	遺族給付決定決議書	84029841～84029860			20	
83	遺族給付決定決議書	84029861～84029880			20	
84	遺族給付決定決議書	84029881～84029900			20	
85	遺族給付決定決議書	84029901～84029920			20	
86	遺族給付決定決議書	84029921～84029940			20	
87	遺族給付決定決議書	84029941～84029960			20	
88	遺族給付決定決議書	84029961～84029980			20	
89	遺族給付決定決議書	84029981～84030000			20	
90	遺族給付決定決議書	84030001～84030020			20	
91	遺族給付決定決議書	84030021～84030038			18	
92	遺族給付決定決議書	遺族間転給、中間額			20	776
93	更正決定関係書類			更正決定		0
						1783

冊	簿冊名称	簿冊副題	DVDNo.	フォルダ	小計	合計
---	------	------	--------	------	----	----

81-3万台:1件あたり約43枚×150件＝約6,450枚
 81-4万台:1件あたり約43枚×18件＝約774枚
 81-7万台:1件あたり約43枚×506件＝約21,758枚
 82-3万台:1件あたり約43枚×43件＝約1,849枚
 82-4万台:1件あたり約43枚×9件＝約387枚
 82-6万台:1件あたり約43枚×208件＝約8,944枚
 83:1件あたり約40枚×61件＝約2,440件
 84:1件あたり約40枚×776件＝約31,040枚
 87:1件あたり約40枚×12件＝約480枚
 更正決定:1年分約560枚

総数約74,682枚
 ≒ 75,000枚

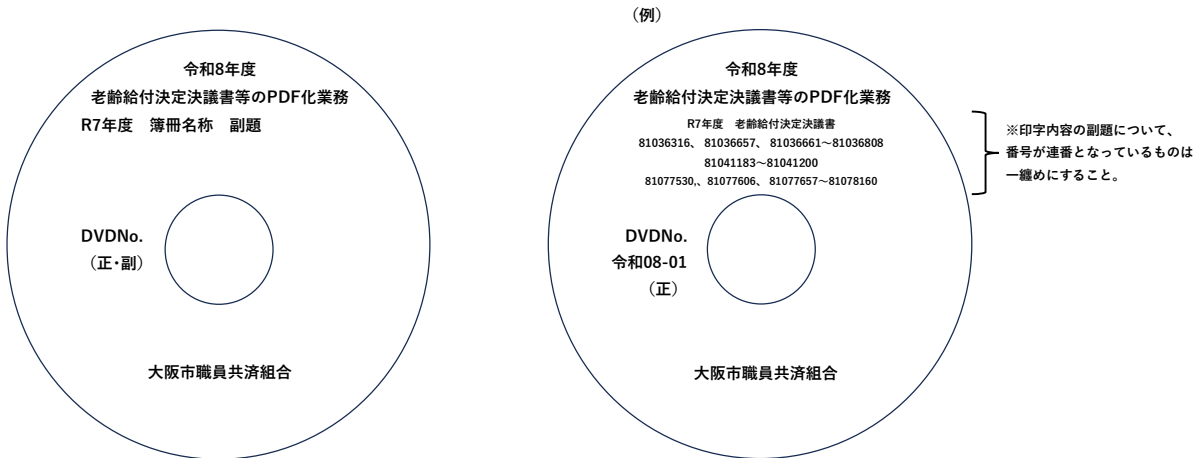
※各決定決議書のうち「年金請求書」については実際の記入ページのみスキニングを行い、記入例のスキニングは不要とする。
 ※スキニングは書類の向きにかかわらず、読める向きで上部を揃えて行うこと。
 ※DVD-Rの作成方法は別紙2作成要領のとおりとする。
 ※一冊あたりの件数は増減する場合がある。
 それに伴ってDVD-Rに収録する簿冊がリスト記載の内容と変更になる場合は発注者に報告すること。

DVD-R作成要領

DVD- Rの印字内容（例）

タイトル	年度	簿冊名称	副題	DVD No.	正・副の別
令和8年度老齢給付決定決議書等のPDF化業務	R7	老齢給付決定決議書	81036316、81036657、81036661～81036808	令和08-01	(正)
			81041183～81041200		
			81077530、81077606、81077657～81078160		

※DVD-Rのラベル印刷は次のとおりとする。



DVD- Rの構成（例）

